



整理番号	1-12-6-2
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	宅建事業者との意見交換		
年月日	令和2年6月8日～	年月日	金額 780円

目的	宅建事業者との意見交換により相互理解を深めるとともに近隣地域の様々な課題について共有を図る
使途	交通費(タクシー代金 三島市内→自宅)
政務活動・県政との関連性	意見交換によつての不動産業界の現状と課題を把握する。不動産業界と自治体が連携し、より地域の課題などに即した県政を目指す。

《領収書貼付枠》

未収書

2020年06月08日  
 車番 102250 No.7004 000  
 基本運賃 ¥780  
 合計金額 ¥780  
 決済対象額 ¥780  
 決済金額 ¥780  
 毎度御乗車  
 ありがとうございます  
 お物まごい  
 下記お問い合わせ  
 伊豆箱根タクシー株式会社  
 三島西若営業所  
 電話 055-984-1282

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	780円	100%	780円

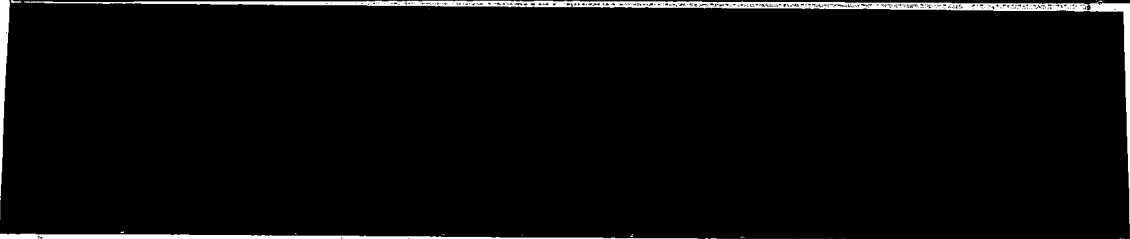
※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



ATMをご利用の際は  
お銀の方向から挿入して ください。

管理票 4

通帳番号	振込先(お銀)名	お引き出し金額	お預け入れ金額	お預け入れ残高	印紙年
01 02-06-30	イソハコネコウツウ	10,410			



13					
12					
11					
10					
9					
8					
7					
6					
5					
4					
3					
2					
1					

※他店手許 小切手等を入金されたときは、「お引き出し金額」請に払い戻しができる日にちが表示されます。





ニトリ



よくあるご質問はこちら

二店店  
 営業時間 平日 11:00-20:00  
 土日祝 10:00-20:00  
 各種お問い合わせはモバイルから  
 もご覧頂けます  
 電話受付時間10:00~20:00  
 0120-014-210 ニトリセンター  
 (携帯からは0570-064-210迄)  
 <会員登録>

2020年06月12日(金) 11:37

従業員: [REDACTED]

クワセップトチェスト FD5タンス ¥2,719  
 84003133  
 エスFD 収納L H30 ¥2,946  
 (@1,473 × 2個)  
 84320636  
 レターケース 9コヒキタシ オールホワイト ¥1,896  
 87321944

小計 4点 ¥7,561  
 (外税対象 ¥7,561)  
 外税額 10% ¥756

合計 ¥8,317  
 ICクレジット ¥8,317  
 決済合計 ¥8,317  
 お釣 ¥0  
 会員番号 [REDACTED]

\*\*\*\*\*ポイント\*\*\*\*\*

今回ポイント 150P

-----今回ポイント明細-----

通常ポイント 75P  
 (対象額 ¥7,561)  
 イベントポイント 75P  
 (アプリ会員特典 75P)

利用ポイント 0P  
 前日確定ポイント 660P  
 累計ポイント 810P

本年失効ポイント 0P  
 本年失効日は12月31日です

\*\*\*\*\*

ニトリの返品交換サービス

お客様、開封後の衛生用品・  
 消耗品は返品対象外となります

お客様の声をお聞かせ下さい

整理番号	1-12-6-5
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	地元ガス会社と意見交換		
年月日	令和2年6月16日～	年月日	金額 1,140円

目的	地元ガス会社との意見交換により相互理解を深めるとともに近隣地域の様々な課題について共有を図る
用途	交通費 (タクシー代 三島市内→自宅)
政務活動・ 県政との 関連性	地元ガス会社との意見交換によって現状をお伺いし、今後の参考として、より地域の課題などに即した県政を目指す

《領収書貼付枠》

未 収 書

2020年06月16日

車番 103230 No.0922 000

基本運賃 ¥1140

合計金額 ¥1140

決済対象額 ¥1140

決済金額 ¥1140

毎度御乗車ありがとうございます

お忘れ物・お問い合わせご連絡ください

富士急静岡タクシー(株) 営業所

電話 0120-249-001

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,140円	100%	1,140円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



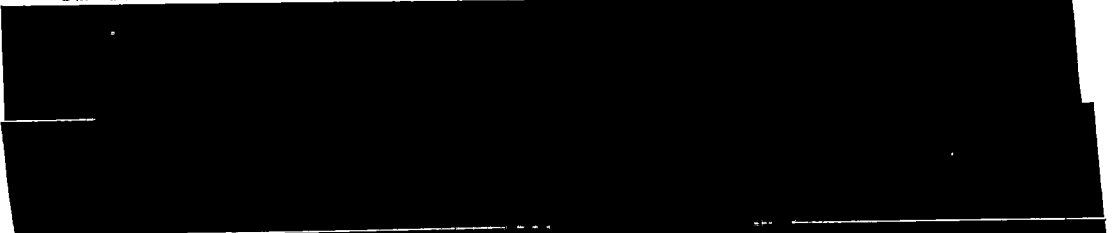
ATMをご利用の際は  
お預けの方向から預入していただく。

整理番号 4



02-06-30 ファミリーカード 3,740

1234567890



12





整理番号	1-12-6-6
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	情報通信業者との意見交換		
年月日	令和2年6月17日～令和 年 月 日	金額	2,000円

目的	情報通信業者との意見交換により相互理解を深めるとともに様々な課題について共有を図る。
使途	交通費(タクシー代 沼津市内→自宅)
政務活動・ 県政との 関連性	業界人材不足が指摘されているなか、人材の供給は更に減少するとの予測が出ている。未来を拓く人材を育てることが県の産業発展に必要である。

《領収書貼付枠》

領収書の原本はNo.1-12-6-2に添付

未収書

2020年06月17日  
 車番 100880 No.9648 800  
 基本運賃 ¥1860  
 迎車料金 ¥140  
**合計金額 ¥2000**  
 決済対象額 ¥2000  
**決済金額 ¥2000**  
 毎度御乗車  
 ありがとうございます  
 お忘れ物・お問い合わせ  
 下記までご連絡下さい  
 伊豆箱根タクシー株式会社  
 沼津大岡営業所  
 電話 055-984-1280

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,000円	100%	2,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



# EneJet

系内品書(領収書)  
 (株)吉田石油店  
 ルート1三島SS  
 静岡県三島市玉川9-1  
 TEL:055-973-7337  
 2020/06/07(日)09:51

IC  
 様  
 アメリカンエクスプレス  
 売上 アメリカンエクスプレス  
 レギュラー  
 021000 ¥5547  
 46.61L @119.0 L- 5 N-13  
 割引適用(014087)  
 2円/L,個 割引 済み

小計 ¥5,547  
 (10%対象 ¥5,547)  
 内消費税 ¥504  
**合計 ¥5,547**  
 承認No. 0000074  
 支払方法 一括

事前払い OK  
 端末処理番号 10356  
 AMERICAN EXPRESS

カード番号: [REDACTED]  
 ポイント:基本P 25P  
 特別P 0P  
 今回計 25P  
 利用Tポイント 0P  
 利用可能ポイント 1003P  
 本日付与されたポイントは2~3日  
 目以降に反映されます。有効期限切  
 等の理由で、Tカードにポイントが  
 加算されないことがあります。  
 詳細はwww.tsite.jpに  
 てご確認下さい。

※本書保管上のお願い!!  
 財布・手帳等には喜んで保管頂く  
 場合は、印刷面を内側に折り保管  
 をお願い致します。  
 No.6339 担当:1111 [REDACTED]  
 POS番号01  
 2020/06/07

基本洗車100円割引  
 2020/06/07(日)09:51  
**基本洗車**  
**100円引き**  
 有効期限 2020/07/07

377652  
 ※期間中1回のみご利用できます。  
 ※操作の最初に、バーコードを  
 読ませてください。  
 ※他SSではご利用できません。  
 2943743776529



# Smile Suzuyo

納品書(領収書)  
 2020年06月20日 15:06

売上  
 アメリカンエクスプレス 様  
 トーク [REDACTED]  
 提携カード  
 車両番号 実車番  
 020101

レギュラーガソリン P-04  
 32.22L \*  
 128円 ¥4,124  
**合計 ¥4,124**  
 (消費税10%対象 ¥4,124)  
 内消費税等 ¥375  
 クレジット支払

AMERICAN EXPRESS  
 有効期限: XX/XX NC IC  
 支払方法: 一括払い  
 承認番号: 0000031  
 カード番号: [REDACTED]

Tポイント:基本P 18P  
 特別P 0P  
 今回計 18P  
 利用ポイント 0P  
 利用可能ポイント 1124P  
 本日付与されたポイントは2~3日  
 目以降に反映されます。有効期限切  
 等の理由で、Tカードにポイントが  
 加算されないことがあります。  
 詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さ  
 い。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせて頂きます。  
 消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて  
 ご請求いたします。  
 消費税には、地方消費税が含まれています。

S-net 静岡(株)  
 DDセルフ沼津インター  
 静岡県 沼津市岡室1291-6  
 TEL:055-927-2300 SS-480489  
 場所コード:8475  
 レシートNo 5529-02  
 データNo1470-1472  
 共通番号17-04693  
 002 [REDACTED] 2020/06/20

6/20

整理番号	1-12-6-8
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費 <u>広聴広報費</u> 要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所移転チラシ作成		
年月日	令和年6月26日～令和	年月日	金額 11,660円

目的	事務所移転チラシを作成
使途	制作費、印刷費、配布料 (印刷部数: 500枚)
政務活動・ 県政との 関連性	事務所移転情報を近隣地域住民に報告する。

《領収書貼付枠》

領収証 坪内ひでき 様 No. \_\_\_\_\_

金額

¥11,660-

但 チラシ制作印刷代として  
 令和2年6月26日 上記正に領収いたしました

内訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額 (10%)	
(8%)	



TSUNGU DESIGN

〒412-0005 静岡県御殿場市仁杉916-3  
 〒411-0943 静岡県駿東郡下土狩131-1  
 TEL 055-989-4070

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	11,660円	100%	11,660円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

御 請 求 書

No B--2006-0003

発行日 2020年6月1日

坪内秀樹様

案件名：チラシ印刷費

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下記明細の通りご請求申し上げますので、内容をご確認の上、振込口座 までお振込みくださいますようお願い申し上げます。

緊くをデザインする。ツナグデザイン  
TSUNGU DESIGN

勝又祐太

〒412-0005

静岡県御殿場市に杉916-3

〒411-0943

静岡県長泉町下土狩1131-1

055-989-4070



合計(税込)	¥11,660
--------	---------

	品目	数量	単価	単位	価格
1	チラシ印刷料	1	式	-	10,600
2					
3					
4					0
5					0
6					0
7					0
8					0
9					0
10					0
小計					10,600
消費税					1,060
合計					11,660

※印刷部数：500枚

お振込口座
スルガ銀行 函南支店 (普通)3499845
※お振込先口座名は「カツマタユウタ」です。

備考

整理番号	1-12-6-9
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ITシステム会社との意見交換		
年月日	令和2年5月22日～令和 年 月 日	金額	2,630 円

目的	IT企業家との意見交換により相互理解を深めるとともに様々な課題について共有を図る。
使途	交通費(タクシー代 三島市内→自宅)
政務活動・県政との関連性	IT人材不足が指摘されているなか、人材の供給は更に減少するとの予測が出ている。未来を拓く IT人材を育てることが県の産業発展に必要である。

《領収書貼付枠》

領収書の原本は No.1-12-6-2 に添付

未 収 書

2020年05月22日

車番 101170 No.6055 800  
 基本運賃 ¥2490  
 迎車料金 ¥140  
**合計金額 ¥2630**  
 決済対象額 ¥2630  
**決済金額 ¥2630**

毎度御乗車ありがとうございます  
 お忘れ物・お問い合わせは  
 下記までご連絡下さい

**伊豆箱根交通株式会社**  
 三島営業所 電話 055-984-1282

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,630 円	/	
		100%	2,630 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	1-12-6-10
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	宅建事業者との意見交換		
年月日	令和2年5月26日～	年月日	金額 1,770円

目的	宅建事業者との意見交換により相互理解を深めるとともに近隣地域の様々な課題について共有を図る
使途	交通費(タクシー代金 三島市内→自宅)
政務活動・ 県政との 関連性	地域密着型経営の宅建事業者との意見交換によつての不動産業界の現状と課題を把握し、一般質問の参考とする。不動産業界と自治体が連携し、より地域の課題などに即した県政を目指す。

《領収書貼付枠》  
領収書の原本はNo.1-12-6-2に添付

未 収 書

2020年05月26日  
車番 101140 No.5255 000  
基本運賃 ¥1770  
合計金額 ¥1770  
決済対象額 ¥1770  
決済金額 ¥1770  
毎度御乗車  
お忘れ物  
ありません  
下記までご連絡下さい  
伊豆箱根交通株式会社  
三島営業所  
電話 055-984-1282

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,770円	100%	1,770円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



整理番号	1-12-6-11
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	エネルギー関連会社と意見交換		
年月日	令和2年5月27日～令和 年 月 日	金額	2,360円

目的	地元エネルギー関連会社との意見交換により相互理解を深めるとともに近隣地域の様々な課題について共有を図る
使途	交通費 (タクシー代 沼津市内→自宅)
政務活動・ 県政との 関連性	地元エネルギー会社との意見交換によって現状をお伺いし、今後の参考として、より地域の課題などに即した県政を目指す

《領収書貼付枠》

領収書の原本は No.1-12-6-2 に添付

未 収 書

2020年05月27日  
 車番 100410 No.1588 800  
 基本運賃 ¥2220  
 迎車料金 ¥140  
 合計金額 ¥2360  
 決済対象額 ¥2360  
 決済金額 ¥2360  
 毎度御乗車  
 ありがとうございます  
 お忘れ物・お問い合わせ  
 下記までご連絡下さい  
 伊豆箱根交通株式会社  
 沼津営業所  
 電話 055-984-1280

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,360円	100%	2,360円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



整理番号	1-12-6-12
------	-----------

【ご利用明細】	
商品名 / 摘要	金額 (内税)
ハルエネでんき使用料 2020年05月分	¥7,448
ハルエネでんき使用料 2020年05月分	¥1,498
小計	¥8,946
消費税	¥0
請求合計	¥8,946

【ご請求コード】 [REDACTED] 発行日 2020年06月12日

東京都豊島区西池袋1-4-10  
スマートビリングサービス株式会社



平素は、サービス提供会社のサービスをご利用いただき、誠に有難う御座います。  
以下の通りご請求させていただきますので、支払期日までにお支払いをお願いいたします。

払込票受領証 (ご依頼人用)

依頼日	年 月 日
金額	*訂正不可 ¥8,946 (内消費税 ¥0)
先方銀行	
受取人	スマートビリングサービス株式会社
ご依頼人	坪内ひでき事務所 坪内秀樹 様
手数料	円
	銀行 支店
備考	[REDACTED]

受領印

収入印紙貼付欄



収納代行会社 株式会社アプラス  
(お客様控)

整理番号	1-12-6-13
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内容	事務所固定電話料金		
年月日	令和2年6月27日～令和 年 月 日	金額	9,323 円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段	
用途	令和2年6月請求分電話料	
政務活動・ 県政との 関連性		
<<領収書貼付枠>>          $9,103+1,210=10,313$  $10,313-(400+500)\times 1.10=9,323$	電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 坪内 秀樹 様  お客様番号 [Redacted] 2020年 6月ご請求分 金額(円) ¥10,313-  受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3335550  領 取 日 期 印  取入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に係るものである。	9,323 円	100%	9,323 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2020年 6月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分	9,015	5,400	合算
		500	合算
		100	合算
	X 400	ひかり電話対応機器使用料	合算
	X 500	ナンバー・ディスプレイ使用料	合算
		ボイスワープ使用料	合算
		複数チャンネル使用料	合算
		追加番号使用料	合算
		ひかり電話 (通話料)	合算
		ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	合算
		ユニバーサルサービス料	合算
		4	合算
		819	合算
		消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTTコミュニケーションズご利用分	88	80	合算
		ナビダイヤル/テレドーム等への通話料	合算
		5月 1日～ 5月31日。0570	合算
		0180等で始まる番号への通話料で	合算
		す。	合算表示の料金合計×10%
		8	合算
		消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTT西日本分 (小計)	9,103	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分	1,210	1,210	非対象等
		OCN光withフレッツ利用料等	非対象等
		NTTコミュニケーションズご利用分。	非対象等
		* 契約番号: [REDACTED]	非対象等
◇合計			

\*\*\*NTT西日本からのお知らせ\*\*\*

※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)  
 ※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)  
 ※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)  
 ※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。



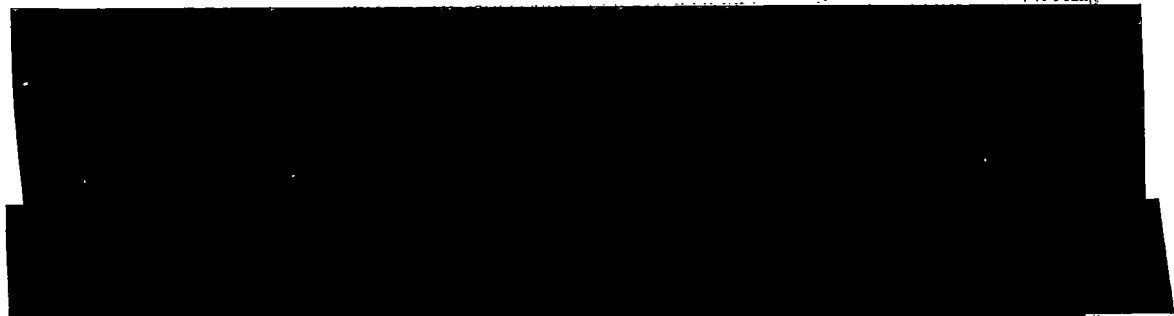
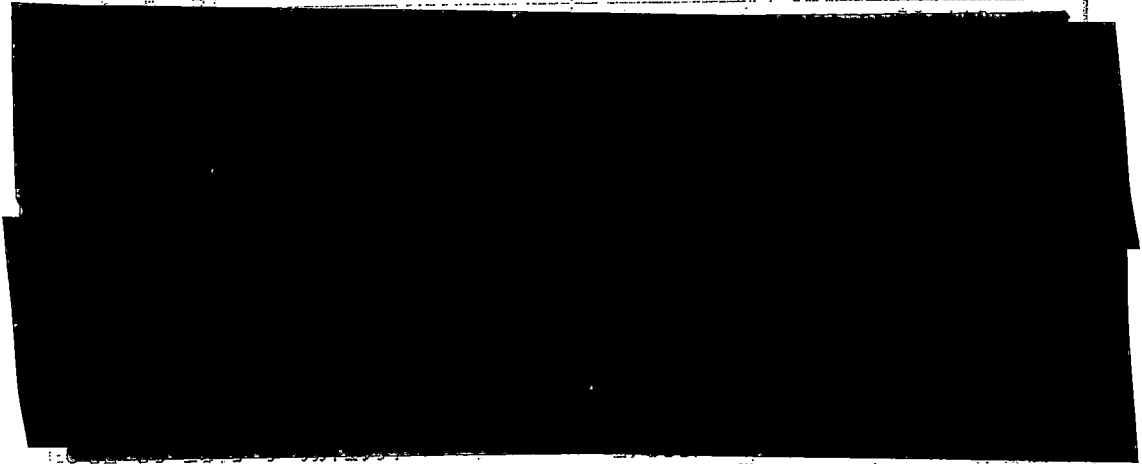
No. 1-12-6-14



ATMをご利用の際は  
裏面の方向から挿入してください。

ATM 現金

両替、お札の裏面、お札の裏面は裏面から挿入してください。お札の裏面は裏面から挿入してください。



21 02-06-30 ドコモ カイイ 7,671



他行手続 - 小切手等を現金に振り替えたときは  
「お札を出し替換」のボタンを押すことができます。  
お札は現金に引き換わります。

No.11-12-6-14

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
ご利用期間 (5/1~5/31)				
◇基本使用料等 (計)	3,980	3,980	ギガライト2: 2年定期	合 算
		3,680	(内訳) ギガライト2: 2年定期	
		300	(内訳) spモード利用料	
		0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	合 算
◇通話料・通信料 (計)	1,742	42	ステップ2: 1GB~3GB	合 算
		1,700	Xi・SMS通信料	合 算
			5月ご利用分	合 算
			かけ放題オプション定額料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	1,252	300	留守番電話サービス利用料	合 算
		200	キヤッチホン利用料	合 算
		100	メロディコール利用料	合 算
		-200	オプションバック割引料	合 算
		750	(留守・キヤッチ・メロディ・転送)	合 算
		300	ケータイ補償 iPhone&iPad750	合 算
		300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合 算
		-300	キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合 算
		100	請求書発行手数料	合 算
		2	ユニバーサルサービス料/基本	合 算
◇消費税等相当額 (計)	697	697	6月請求分	
			1番号あたり2円のご請求となります	
			消費税等相当額 (合計)	合 算
			合算表示の料金合計×10%	
◇合計	7,671	7,671	合計	
<NTTドコモからのお知らせ>				
○継続利用期間は、5月末で 23年5か月となりました。				
○ポイントのお知らせ				
5月ご利用分に対する獲得ポイントは、 60です。				
(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 6,974円です。)				
※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。				
○ステージのお知らせ				
5月末のステージは、 プラチナステージです。				
※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。				



整理番号	1-12-6-15					
決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <u>人件費</u>		
内容	事務員雇用		
年月日	令和2年6月1日～令和2年6月30日	金額	139,500円

目的	調査研究など政務活動を補助する職員を雇用
使途	令和2年6月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

領 収 書

No.  
発行日R2.6.30

坪内 ひでき 様

下記、正に領収いたしました。

**金額： ￥139,500**

但 令和2年6月分給与として

消費税等

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に係るものである	139,500円	100%	139,500円




※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

6月分		氏名		
日	曜日	雇用時間数	うち政務活動業務時間数	政務活動業務内容
1	月	7	7	地域住民からの意見、要望聴取
2	火	7	7	地域住民からの意見、要望聴取
3	水	7	7	地域住民からの意見、要望聴取
4	木	7	7	地域住民からの意見、要望聴取
5	金	7	7	地域住民からの意見、要望聴取
6	土			
7	日			
8	月	6	6	地域住民からの意見、要望聴取
9	火	7	7	地域住民からの意見、要望聴取
10	水	7	7	地域住民からの意見、要望聴取
11	木	7	7	地域住民からの意見、要望聴取
12	金	7	7	地域住民からの意見、要望聴取
13	土			
14	日			
15	月	7	7	地域住民からの意見、要望聴取
16	火	7	7	地域住民からの意見、要望聴取
17	水	7	7	地域住民からの意見、要望聴取
18	木	7	7	地域住民からの意見、要望聴取
19	金	8	8	地域住民からの意見、要望聴取
20	土			
21	日			
22	月	6	6	地域住民からの意見、要望聴取
23	火	7	7	地域住民からの意見、要望聴取
24	水	7	7	地域住民からの意見、要望聴取
25	木	7	7	政務活動費支出関係書類の整理
26	金	8	8	政務活動費支出関係書類の整理
27	土			
28	日			
29	月	7	7	政務活動費支出関係書類の整理
30	火	8	8	政務活動費支出関係書類の整理
計		155	155	
上記のとおり雇用したことを証明する。				令和2年 6月 30日 会派・議員名 自民改革会議・ 坪内秀樹
[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。 ①{155時間}×単価{900円}=139,500				

\* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号	1-12-6-16
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費 (事務所費) 人件費		
内容	事務所賃借料		
年月日	令和2年6月1日～令和2年6月30日	金額	110,660 円

目的	政務活動を行うための事務所の賃借
使途	令和2年6月分賃借料、振込手数料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

ご利用明細

**スルガ銀行**

SURUGA bank

一業店ありがとうございます。SURUGA bank  
お取引内容をご確認のうえ、お持ち帰りください。

ご利用年月日	ご利用時間
020630	12:21
振込	020630
お取引金額	*110,000
ATM番号	0724
お取引内部	0080
お取引内部	0520
お取引後元帳残高	*****

口座受取人 様

依頼人名 ツボウサチヒデキ 様

電話番号 055-957-3933

C D 手数料 \*0

110,000+660=110,660

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に係るものである	110,660 円	100%	110,660 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	1-12-6-17
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費、研修費		
内容	静岡経済研究所会費		
年月日	令和2年4月1日~ <del>令和</del> 3年3月31日	金額	35,000円

会の趣旨・目的	実証的な経済活動により、静岡経済・社会の発展に寄与することを目指す。
会の活動内容等	公正中立な立場で調査・研究活動を行い、地域に密着した情報提供を目指し地域の経済、産業および企業経営に関する問題について実証的な研究・提言を行う
政務活動・県政との関連性	地域に密着した情報を入手し地域経済、静岡経済の発展に即した県政を目指す
<<領収書貼付枠>> 別紙に添付 令和2年9か月分 (7月~3月) $35,000 \times 9/12 = 26,250$  令和2年3か月分 (4月~6月) $35,000 \times 3/12 = 8,750$ ※ 領収書/原本は、令和元年度 NO. 1-12-6-12  $26,250 + 8,750 = 35,000$  ※ 添付書類: <u>団体の会則</u> 、事業概要・その他 ( )	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に資する団体会費のため、全額充当する	35,000円	100%	35,000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	1-12-6-17
------	-----------

# 領 収 証

2020年6月30日

この度は年会費をお納めいただき  
ありがとうございました。

維持 会費      1 口  
                                 35,000 円

(但し 2020年7月～ 2021年6月分)

上記金額を領収しました。

本会費は、消費税の課税対象外のため  
消費税は含まれておりません。

〒420-0853 静岡市葵区追手町1番13号  
一般財団法人 静岡経済研究所  
電 話 <054> 250-8750  
FAX <054> 250-8770



郵便はがき



411-0943

静岡県駿東郡長泉町下土狩  
1131-1

坪内ひでき事務所 坪内 秀樹 様



R2年度 繰越べい

1-12-6-17

様式第1-2号

整理番号 1-12-6-12

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)



経費項目	調査研究費 研修費		
内容	静岡経済研究所会費		
年月日	令和元年6月21日~平成	年月日	金額 26,250円

会の趣旨・目的	実証的な経済活動により、静岡経済・社会の発展に寄与することを目指す。
会の活動内容等	公正中立な立場で調査・研究活動を行い、地域に密着した情報提供を目指し、地域の経済、産業および企業経営に関する問題について実証的な研究・提言を行う
政務活動・県政との関連性	地域に密着した情報を入手し地域経済、静岡経済の発展に即した県政を目指す
<<領収書貼付枠>>  R2年度 4月~6月 別紙に添付 $3,500 \times 3/4 = 8,750$  $35,000 \times 9/12 = 26,250$  ※ 添付書類: 団体の会則 事業概要・その他 ( )	

領収証

2019年6月21日

この度は年会費をお納めいただきありがとうございました。

維持会費 1口  
35,000円

(但し 2019年7月~2020年6月分)

上記金額を領収しました。

本会費は、消費税の課税対象外のため消費税は含まれておりません。

〒420-0853 静岡市葵区追手町1番13号

一般財団法人 静岡経済研

電話 <054> 250-8750

FAX <054> 250-8770

郵便はがき



411-0943

静岡県駿東郡長泉町下土狩  
1131-1

坪内ひでき事務所 坪内 秀樹 様

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に資する団体会費のため、全額充当する	26,250円	100%	26,250円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

一般財団法人静岡経済研究所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人静岡経済研究所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、静岡県内の経済・産業、企業経営、地域動向等に関する調査研究を行い、産業振興及び地域経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 静岡県内の経済・産業、企業経営、地域動向等に関する調査研究
- (2) 機関誌の刊行、ウェブサイト・電子媒体等を通しての情報提供
- (3) 各種講演会、研修会、セミナー等の開催・業務受託・講師派遣
- (4) 経済・社会及び企業経営に関する調査等受託業務・相談業務
- (5) 通信講座、提携セミナーの紹介、斡旋並びに図書・資料の閲覧・貸出
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 資産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (2) 評議員会で基本財産とすることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事

長が作成し、理事会の承認を受けて、評議員会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) その他法令で定められた事項

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

4 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第3章 評議員

(評議員の設置)

第11条 この法人に、評議員5人以上10人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 前項の報酬等の他、評議員には費用を弁償することができる。

## 第4章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 理事及び監事の責任の一部免除
- (5) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分又は除外の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事が招集する。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 理事及び監事の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決

に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上15人以内
- (2) 監事 3人以内

2 理事のうち1人を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、副理事長、専務理事及び常務理事を置くことができる。

4 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事以外の理事のうち、常勤の理事を置くことができる。

5 第2項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、第3項及び前項の理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び常勤の理事は、理事会の決議によって選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長、専務理事、常務理事及び常勤の理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び常勤の理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時評議員会の終結の時まで



- とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。  
(役員 の 解 任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員 の 報 酬 等)

第30条 理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第31条 この法人は、一般社団・財団法人第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任について、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、一般社団・財団法人第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第198条で準用する同法第113条で定める最低責任限度額とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び常勤の理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長、専務理事又は常務理事のいずれかが理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長、専務理事又は常務理事のいずれかが理事会の議長となる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条第1項についても適用する。

(解散)

第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 会員

(会員)

第43条 この法人の事業に賛同する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員規程によるものとする。

## 第9章 補則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。